

第15回長野地方裁判所委員会議事概要

1 日時

平成19年12月17日午後2時から午後5時30分まで

2 場所

長野地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 太田さやか, 落合勤, 北村きぬ子, 小林邦一, 関安雄, 高森高德, 原田三枝子, 安井久治, 和田清二 (50音順, 敬称略)

(オブザーバー) 土屋靖之刑事部総括裁判官, 伊藤大介裁判官, 若麻績咲子民事首席書記官, 小池新吉刑事首席書記官, 水本富雄事務局長, 稲葉勉事務局次長, 工藤敏之家庭裁判所総務課長, 中村広幸家庭裁判所総務課課長補佐, 小林博総務課庶務係長

4 テーマ

裁判員制度について～選任手続を中心として～

5 議事

(1) 開会の言葉 (総務課長)

(2) 自己紹介

ア 小林委員

イ 太田委員

ウ 落合委員

エ 北村委員

オ 関委員

カ 高森委員

キ 原田委員

ク 安井委員

ケ 和田委員

(3) 委員長選任（進行：小林委員長代理）

- 当委員会が裁判所に向けて意見を申し出るということであれば、裁判所長以外の者が委員長となることも一つの方法であると思うが、互選でも構わない。（和田委員）
- 委員会は意見交換の場であり、委員長はテーマを準備し、事務局を統括していかなければならず、従前のおり裁判所長が委員長となることが一番スムーズではないかと考えられるため、安井委員を委員長とすることについて多数決で決することでよいか。（小林委員）
- 異議なし（全員）
- 互選により、安井委員が委員長に選任された。
- 本日の委員会の報道関係者による取材につき、承認した。

(4) 裁判員制度について

ア DVDの視聴

「裁判員制度ワンポイント解説」

イ 裁判員制度の概要〔説明（土屋刑事部総括裁判官）〕

(5) 選任手続についての質疑応答

ア DVDの視聴

「第7回裁判員模擬裁判における選任手続の様様」

イ 選任手続の概要〔別添1，2及び3の資料により説明（伊藤裁判官）〕

- 今回の選任手続において検察官は一人、弁護人は3人出席していたが検察官及び弁護人の人数はどのように決まるのか、また、これまで辞退は簡単には認められないと思っていたところ、今回の選任手続では体調不良による辞退が認められていたが、実際の手続においても同様に認められることになるのか。（小林委員）
- 検察官及び弁護人の人数は、今回はたまたま弁護人が多くなったが、常に人数が決まっている訳ではなく、検察官も複数のときがある。弁護人は国選

によるものと私選によるものとがあり，国選弁護人については通常は一人であるが，事案によって複数選ばれることもある。私選弁護人の場合には，被告人等が選任した人数によるので事案に関わらず複数の場合もある。また，候補者からの辞退を認めるか否かについては，最終的には各裁判体の判断となるところ，今回の選任手続を担当した裁判体は，高熱で体調面に不安がある候補者について，三日間続く裁判に参加するには体力的な不安が大きいと判断し，辞退の申し出を認めた。辞退を認めるかどうかについてどの辺りがボーダーラインなのかということについては，全国的な議論がなされているところである。

(伊藤裁判官)

- 今回の模擬選任手続の経過を具体的に説明してほしい。(委員長)
- 質問手続の6週間前に，30人の候補者に対して，呼出状及び質問票を送った。そのうち，10人の候補者から辞退の申出があり，9人の候補者については，辞退を認めて，呼出しを取り消した。呼出しを取り消した理由は，二人は模擬裁判であることからの制約上の理由によるものであり，7人は裁判員法の辞退事由に該当する者であった。辞退事由に該当した7人の内訳としては，70歳以上である方からの辞退希望が一人，同居の親族の介護をしている方からの辞退希望が一人で，残りの5人は業務上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがあることによる辞退希望である。具体的にはリンゴを収穫する最盛期と重なったことによるもの，食品の製造に支障が出ることによるもの，機械の搬入等があり3日間続けて休むことができないなどの事情によるものであった。そして，取り消した9人を除いた21人のうち，急病により選任手続に出席できなかった一人を除いた20人に対し個別面接を実施し，3人については辞退を認め，二人については弁護人側から理由なし不選任の申立てがあったため，残った15人のうち6人をくじにより選出した。

(伊藤裁判官)

- 裁判員候補者に対する呼出しの通知は，6週間前に発送されているという

ことであるが、6週間という根拠は何か。また、ある候補者の質問の中で、御主人が警察官であるという話が出ていたが、そういった事情に対し、どのような判断や考慮がなされているのか。さらに、当日の質問票に「事件のことを報道等を通じて知っているかどうか」という問いがあるが、事件について知っていることは、選任に何か影響するのか。（落合委員）

○ 6週間前に通知したのは、裁判員規則19条に基づくものであるが、この規則で6週間と定めたのは、候補者の方がどのくらいの期間があれば日程を調整できるかという全国規模のアンケート結果などを踏まえて、できるだけ都合を付けて参加していただけるように配慮したものである。また、候補者が警察官の配偶者であることは、捜査段階での自白の強要等が争点になっているような事案によっては考慮されることも考えられるが、いずれにせよ直ちに不選任の理由になることはない。そして、報道等を通じて事件のことを知っているかどうかの質問事項であるが、事件に関する報道を知っていることを理由に候補者から除外する趣旨ではなく、刑事裁判の鉄則である法廷で取り調べた証拠だけで判断できるかを確認する趣旨で質問事項としたものである。（土屋裁判官）

○ 裁判員裁判の対象となるような事件は重大な事件であり、事件の内容については、事前に報道を通じて多くの人知っているはずであるし、評議や評決の際に裁判官から裁判員の方に対し、先入観ではなく証拠に基づいた判断をしていただくように説明されているのであれば、特に質問事項として入れておく必要はないのではないか。（落合委員）

○ 当日の質問票は、どのような趣旨で作成されているのか。（和田委員）

○ 事件の概要を裁判員の方にお知らせするのが選任手続当日になってからなので、選任手続の当日に、候補者と被告人との関係等を確認することとしている。当日の質問等は、候補者と事件及び被告人との関係について確認し、不選任の理由がないかどうかの資料となる。（伊藤裁判官）

- 質問票の間2「あなた又は家族等の身近な人が今回の事件と同じような犯罪の被害にあったことがありますか。」や間3「あなたは、これまで配偶者や交際相手から繰り返し暴力を受けたり、繰り返し暴力を振るったりしたことがありますか。」において、候補者の個人的な事項を質問しているが、定型な質問事項のようなものがあるのか。 (和田委員)
- 質問票のひな型はあるが、質問事項は、事件の内容により事件ごとに作成している。今回は配偶者暴力の関係を質問事項に入れているが、この項目は検察官からの要請によるものである。 (伊藤裁判官)
- 今回の質問票には配偶者暴力についての質問があるが、性犯罪のような場合に、過度に候補者のプライバシーにわたる事項を質問するのは適当でないと思われる。 (土屋裁判官)
- 1日だけ来て無断で休んでしまったりするような人や、独善的な基準で判断しているような人が、裁判員として選任されることもあると思うが、選任手続の段階で候補者から外す方法はあるのか、また、そのような人が裁判員になった場合にどのように対処するのか。 (関委員)
- 裁判員候補者に対する質問手続の結果、検察官及び弁護人には、裁判員候補者について、それぞれ4人を限度として理由を示さない不選任の請求をすることができる(裁判員法36条)ほか、不公平な裁判をするおそれがあると認められたときには、その事件について裁判員になることができないとされている(裁判員法18条)。また、裁判員に選任された後、裁判員の方が無断で公判期日に欠席したり、あるいは不公平な裁判をするおそれがあると認められるときには、検察官、弁護人らから、裁判員の解任を請求することができる(裁判員法41条)。 (土屋裁判官)
- 裁判員候補者は日程を調整して臨んでいただいていることと思うが、選任されなかった場合、そういった方々への配慮も必要ではないか。 (小林委員)

- 候補者としてお越しいただいた方には、当日の日当と交通費は支給されることになっているが、裁判所としてはそれ以上に何らかの手当をすることは難しく、悩ましい問題である。ちなみに、今回の模擬選任においては、何人かの方に午後からの模擬裁判をご覧いただいた。（委員長）
- 呼出状という名前に大きな抵抗を感じる。また、裁判員として裁判に参加することが国民の義務であるのならば、質問票は分かりやすく誰もが正しく理解できるようなものであることが必要であろうし、前提として裁判員制度自体の理解を深め、必要性を説くための努力も必要である。（北村委員）
- 質問票に記載されている欠格事由という言葉は分かりにくく、きつく感じる。（落合委員）
- 法律に基づいた言葉で作成したため、普段の生活では使わないような言葉が使用されているが、どんな感じにすれば分かりやすくなるのかについて御意見を伺いたい。（委員長）
- 候補者に対し、事前に送付された質問票よりも回答要領のほうが分かりやすいと思われるので、回答要領で使っているような言葉を使って作成すればよいのではないかと。（落合委員）
- 候補者に事前に送付された質問票には、「絶対的辞退事由」や「相対的辞退事由」などというような普段使わないような言葉が出てきていて分かりにくい。質問票を記入する段階で理解できないと、候補者の気持ちが引いてしまうのではないかと。（北村委員）
- 質問票はコンパクトに作られているが分かりにくい。たとえ質問票の分量が増えたとしても、マークシートのような書式にするなど、候補者にとっての分かりやすさを優先して作成することが必要である。（和田委員）
- オリエンテーションにおいては、選任されない候補者の方を意識して、説明の冒頭に、裁判員に選任される方以外は帰っていただくことになることを説明した方がよいと思う。また、今回の模擬裁判を傍聴したが、オリエンテ

- ーションで説明された書記官の方の言葉遣いをより柔らかくすべきではないかと感じた。 (太田委員)
- 候補者に対し呼出通知を送付する段階で、裁判員制度についての説明資料は送るのか。 (落合委員)
 - 今回の模擬選任手続においてはパンフレットを送付した。また本番の裁判員裁判の際にも資料、パンフレットのようなものを送付することになると思う。 (委員長)
 - オリエンテーションでは、裁判所の職員による説明ではなく、DVD等を視聴してもらう方法で説明してもよいのではないか。 (落合委員)
 - 書記官が説明するのであれば、説明の途中で呼吸を置くことも必要である。例えば五、六分おきくらいに説明を止め、候補者から質問等を受け付けてから次の説明に進んでいった方が分かりやすい。 (和田委員)
 - 候補者にとって、個別面接時は待っている時間の方が長いと思うので、DVD等を流したらどうか。 (原田委員)
 - 候補者に対して、最初から今後の手続をすべて説明するのではなく、実際に裁判員が選ばれた段階でその方々のみに説明すればよいので、選任前は選任方法についての説明のみに留めたらどうか。 (落合委員)
 - 説明の仕方について検討するのであれば、裁判所以外の専門家に入ってもらって検討することが必要ではないか。 (関委員)
 - 職員の研修を通じて、裁判所としても努力しているところである。 (委員長)
 - くじ引きはパソコン等を使って行う方法もあるのではないか。 (落合委員)
 - 選任手続時に候補者は1時間くらいは待たなければならないということであるが、その待ち時間に何らかの啓蒙的な映像を流すなどうまく活用する方法が必要ではないか。 (小林委員)
 - 候補者に郵送した通知文書には、個別質問の際にお待ちいただくこと及び

お待ちいただく際には書籍等を御持参いただき、御自由にお過ごしいただいても構わない旨を記載した。実際に小説等を持ってこられた方もいる。

(委員長)

- 裁判員制度は、未だに制度の入口部分を理解していない方が沢山いる状況であることから、裁判所から更に情報の提供をしていただき、裁判員が国民の義務であるという意識を持つようにさせるための周知をお願いしたい。

また、長野県でも県民に向けて出前講座を行っているが、裁判所においても、裁判員制度についての講座の様なものを簡単に依頼できるようなシステムがあってもよいのではないかと思う。

(北村委員)

6 次回期日

6月5日又は6月3日

(注)

○は、委員の発言内容

■は、委員会において確認した事項